

多久市立東原原舎東部校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年6月28日 いじめ防止対策推進法）

<いじめに対する基本的な考え方>

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。このいじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童生徒はいないという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そのために、全職員がいじめはもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為も絶対許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じていく。

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、児童生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・ブロック・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（22条委員会）

校長、副校長、教頭、スクールカウンセラー、有識者等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じてこの委員会を開催する。

(2) 生徒指導委員会

<構成員>

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター

<活動>

- ① いじめ防止基本方針の策定と見直し
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート作成等）
- ③ いじめの未然防止に関すること
- ④ いじめ事案に対する対応に関すること
- ⑤ 教職員の資質向上のための校内研修企画
- ⑥ 年間計画の企画、実施、進捗状況把握

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

(3) 職員会議・生徒指導協議会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめ問題は、未然防止に取り組むことが最も重要である。「いじめ問題にまったく無関係で済む児童生徒はいない」という認識を全職員が持ち、未然防止の取組を行う。

(1) 学級経営の充実

○ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心と体のアンケート」やQ-U検査結果を生かしたりして、児童生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○ 分かる・できる授業の実践に努め、児童生徒一人一人が参加、活動できる授業を工夫し、成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○ 道徳の授業を通して、児童生徒の自己肯定感を高める。

○ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 特別活動の充実

○ 望ましい集団活動や豊かな体験活動を通して、よりよい学校生活や人間関係を築き、自己実現のための態度や能力を育成していく。

○ 異学年交流や縦割り班活動を計画的に実施し、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

(4) 相談体制の整備

○ Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○ 毎月の「心と体のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童生徒一人一人の理解に努める。

○ 学期に1回の教育相談期間等の充実に努める。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 全校児童生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

○ 児童生徒や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

4 いじめ早期発見のための取組

小さな変化に対する敏感な気づきを大切にし、一人で抱え込まず情報を共有する。

(1) 日々の観察

児童生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや学活ノートなどから交友関係や悩みを把握したりしながら、信頼関係をつくる。また、気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(2) 毎月「心と体のアンケート」等の実施

毎月第一週目に「心と体のアンケート」等を実施する。また、「心と体のアンケート」をもとに、一人一人の児童生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、福祉課、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5 いじめに対する早期対応

相談・問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する。

- いじめに関する相談を受けた場合、正確な実態把握を行う。そして、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 被害児童生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童生徒の今後について教育委員会等と協議する。
- 加害児童生徒について、改善がのぞめず被害児童生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会等と協議する。